

子育て支援に関する施策の  
年次報告  
(平成25年度分)



平成26年9月

福島県

## <目次>

### 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

#### 1 総論

- (1) これまでの子育て支援の取組みと計画・・・・・・・・・・ 1
- (2) 子育てしやすい福島県づくり条例の制定・・・・・・・・・・ 1
- (3) 東日本大震災後の子育て支援体制とそれを取り巻く環境・・・・・・・・ 2

#### 2 出生率等の現状

- (1) 出生数、出生率の推移・・・・・・・・・・ 5
  - ① 出生数と合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・ 5
  - ② 年少人口と高齢人口の推移・・・・・・・・・・ 6
- (2) 将来の人口・・・・・・・・・・ 6
- (3) 少子化の要因とその背景・・・・・・・・・・ 7
  - ① 未婚率の推移・・・・・・・・・・ 7
  - ② 平均初婚年齢の推移・・・・・・・・・・ 8
  - ③ 少子化の背景・・・・・・・・・・ 8

#### 3 子育て支援の取組みの方向性

- (1) 条例に基づく基本計画について・・・・・・・・・・ 8
- (2) うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)平成25年3月改定版  
の概要・・・・・・・・・・ 9

#### 4 まとめ・・・・・・・・・・ 10

### 第2章 子育て支援に関する重点施策

- <基本指針Ⅰ>東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援・・・・・・・・ 11
- <基本指針Ⅱ>親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり・・・・ 13
- <基本指針Ⅲ>子育ての支援・・・・・・・・・・ 16
- <基本指針Ⅳ>子育てと社会参加の両立のための環境づくり・・・・ 19
- <基本指針Ⅴ>子どもの健やかな成長のための環境づくり・・・・ 22
- <基本指針Ⅵ>援助を必要とする子どもや家庭のための支援・・・・ 25
- <基本指針Ⅶ>次代の親の育成・・・・・・・・・・ 27

#### (参考)

- ・平成25年度子育て支援推進関連予算(前年度当初予算との比較)・・・・ 31
- ・「子育てしやすい福島県づくり条例」・・・・・・・・・・ 33

# 第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く環境

## 1 総論

### (1) これまでの子育て支援の取組と計画

〔子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは、社会全体の願いである。〕

こうした基本的な考え方の下、本県では、「うつくしま子どもプラン」（平成7年度～平成12年度）、「新うつくしま子どもプラン」（平成13年度～平成17年度）を策定し、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに取り組んできた。

しかし、依然として少子化の進行には歯止めがかからず、少子化が一層進行し、緊急に集中的な対策を講じる必要があったこと、また、次世代育成支援対策推進法が制定され、この法律に基づき都道府県行動計画を策定する必要があったことから、「新うつくしま子どもプラン」の見直しを行い、平成17年度から平成21年度を計画期間として、社会全体で子育てを支援するという理念の下、「うつくしま子ども夢プラン」を策定した。

この「うつくしま子ども夢プラン」においては、本県の特性を生かしながら、安心して子育てができるとともに、子どもが健全に育つことができるように、行政や企業をはじめ、地域の様々な団体、高齢者を含めた幅広い世代など、社会全体で新たな支え合いによる、子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要として、「子育て支援を進める県民運動」を展開しながら、各種施策を総合的に推進してきた。

こうした取組の展開に伴い、県内各地域に子育て支援団体が設立され、それぞれが活動の幅を広めることで、地域にその必要性が認められる存在となっていった。

平成22年3月には、県政運営の基本指針である新しい福島県総合計画の策定に合わせ「うつくしま子ども夢プラン」を見直し、平成22年度から平成26年度を計画期間とした「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を策定した。

このプランにおいては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくりや、多様なニーズに対応できる子育て支援サービスを整備する視点を中心に見直しを行い、社会全体での子育て・子育て支援をさらに推進することとしている。

### (2) 子育てしやすい福島県づくり条例の制定

社会全体で子育て・子育て支援を推進する気運の高まりの中、平成22年12月定例県議会において、議員提案による「子育てしやすい福島県づくり条例」が全会一致で可決、制定された。

本条例は、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くという条例制定の趣旨を前文に掲げ、基本理念とともに県の責務、県民・地域社会・事業主・保護者の役割等について規定している。また、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を基本計画としている。

県では、この条例の制定を踏まえ組織体制の見直しを行い、平成23年6月に子育て支援担当理事を設置し、プランの実現に向けて施策を部局横断的に推進している。

### **(3) 東日本大震災後の子育て支援体制とそれを取り巻く環境**

平成23年3月11日の東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県は地震及び津波に加え、放射性物質の飛散による甚大な被害を受けた。

これらの災害により、多くの県民がふるさとを離れて、仮設住宅などに避難せざるを得なくなり、特に、放射線に対する感受性が高いと言われている子どもを持つ世帯は、健康被害を危惧し、県外へも避難することとなった。

こうした深刻な状況に対応し、県は「ふくしま」の子どもたちを放射線の影響から徹底的に守り抜くため、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」として、子どもたちの健康と安全・安心を守るためのあらゆる対策を取りまとめ、積極的に実施してきた。これに先立ち、平成23年7月には関係団体とともに、緊急プロジェクト推進会議を開催し、「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言を行い、県民一丸となって積極的に事業を実施することを確認した。

また、同年8月には、子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進する体制を強化するため、新たに知事を本部長として、「福島県子育て支援推進本部」を設置し、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の進行管理を行うとともに、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに、県を挙げて積極的に取り組んできた。

さらに、震災後、本県の状況が大きく変化したことから、平成24年度中に福島県総合計画の全面的な見直しが行われ、これに伴い、平成25年3月に、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」を改定した。

また、「子育てしやすい福島県づくり条例」について、東日本大震災発生により生じた課題を解決するための施策展開等の重要性を盛り込み、平成25年9月定例県議会において一部改正がなされた。

## 「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言

子どもは社会の宝であり、子どもが元気で明るく心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いである。

しかし、今、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県民の安全と安心を根底から揺るがし、特に子どもたちの生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

「ふくしま」の未来を担う大切な子どもたち。その子どもたちが、青空の下で伸び伸びと活動できるよう、安全で安心な「ふくしま」を取り戻さなければならない。

また、県外に避難を余儀なくされ、ふるさとへの思いを募らせている子どもたち。その子どもたちの、一日も早く「ふくしま」へ帰りたいたいという願いに答えられるよう、震災前の笑顔あふれる「ふくしま」を再生させなければならない。

「ふくしま」の子どもを守り抜く。

この強い決意の下、県民の皆さん、関係団体、市町村、県が一丸となり、総力を挙げて、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」に取り組み、豊かで美しく、子どもたちを健やかに育む福島県を再び築きあげていくことをここに宣言する。

平成23年7月8日

「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」推進会議会長  
福島県知事 佐藤 雄平

平成26年4月1日現在の18歳未満の子どもの避難者数は、県内避難12,759人、県外避難13,308人、合わせて26,067人に上っており、減少してきているものの震災の影響により、これまで各地域で積み上げてきた社会全体で支え合いながら子育て・子育を支援する体制の維持が大いに懸念される状況となっている。

現在も、原子力災害は収束せず、県民は依然として不安を持ったまま生活している状況にあるが、県としては、福島の将来を担う子どもたちを守るため、あらゆる対策を実施していくこととし、着実に取り組んでいる。

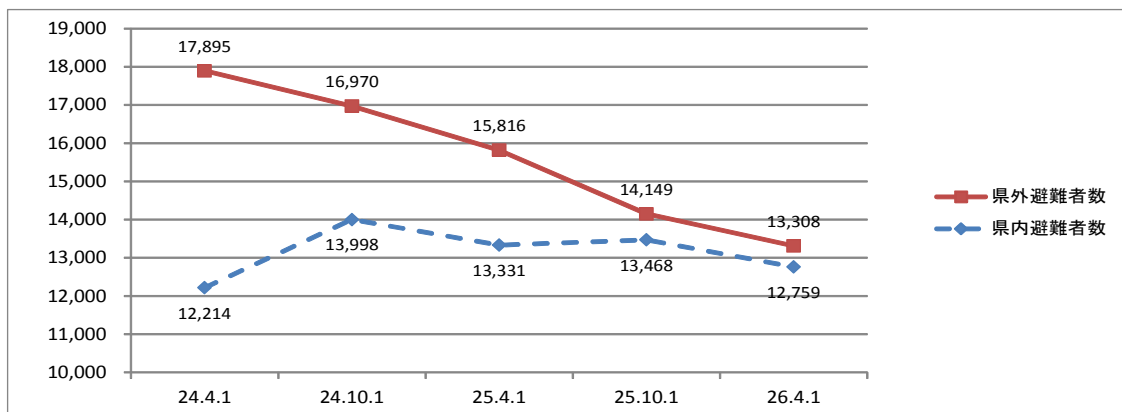
東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ  
(市町村が把握している人数)

(単位:人)

市町村名	平成26年4月1日現在の把握数 (18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村外	
	避難元市町村内	避難元市町村外		
福島市	2,398	0	27	2,371
会津若松市	57	0	4	53
郡山市	2,311	0	31	2,280
いわき市	2,107	738	51	1,318
白河市	275	81	4	190
須賀川市	264	55	59	150
喜多方市	0	0	0	0
相馬市	38	0	2	36
二本松市	288	0	3	285
田村市	289	224	41	24
南相馬市	5,155	1,598	1,315	2,242
伊達市	312	42	6	264
本宮市	39	0	3	36
桑折町	31	0	4	27
国見町	26	5	0	21
川俣町	200	79	72	49
大玉村	65	15	4	46
鏡石町	34	0	0	34
天栄村	23	0	4	19
下郷町	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0
只見町	0	0	0	0
南会津町	0	0	0	0
北塩原村	0	0	0	0
西会津町	0	0	0	0
磐梯町	0	0	0	0
猪苗代町	6	0	0	6
会津坂下町	3	0	0	3
湯川村	0	0	0	0

市町村名	平成26年4月1日現在の把握数 (18歳未満避難者数)			
	避難先別			県外
	県内		避難元市町村外	
	避難元市町村内	避難元市町村外		
柳津町	0	0	0	0
三島町	1	0	0	1
金山町	0	0	0	0
昭和村	0	0	0	0
会津美里町	3	0	0	3
西郷村	63	0	0	63
泉崎村	11	0	0	11
中島村	0	0	0	0
矢吹町	56	0	1	55
棚倉町	15	0	2	13
矢祭町	0	0	0	0
埴町	2	0	0	2
鮫川村	2	0	0	2
石川町	3	0	0	3
玉川村	6	0	0	6
平田村	4	0	0	4
浅川町	2	0	0	2
古殿町	5	0	0	5
三春町	39	0	4	35
小野町	33	0	8	25
広野町	832	18	618	196
檜葉町	1,072	0	886	186
富岡町	2,279	0	1,634	645
川内村	227	7	155	65
大熊町	2,113	0	1,545	568
双葉町	1,063	0	506	557
浪江町	3,133	0	1,857	1,276
葛尾村	187	0	165	22
新地町	9	0	0	9
飯館村	986	0	886	100
計	<b>26,067</b>	<b>2,862</b>	<b>9,897</b>	<b>13,308</b>
		<b>12,759</b>		
H25.10.1現在	<b>27,617</b>	<b>13,468</b>	<b>14,149</b>	
増減数	<b>△ 1,550</b>	<b>△ 709</b>	<b>△ 841</b>	

※ 平成26年4月1日時点の避難者数である。  
 ※ 4月1日現在の「全国避難者情報システム」の積み上げ等によるもの。  
 注)「全国避難者情報システム」は、避難者の任意の届け出に基づくもので、避難者の所在地の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供するもの。



## 2 出生率等の現状

### (1) 出生数、出生率の推移

#### ① 出生数と合計特殊出生率の推移

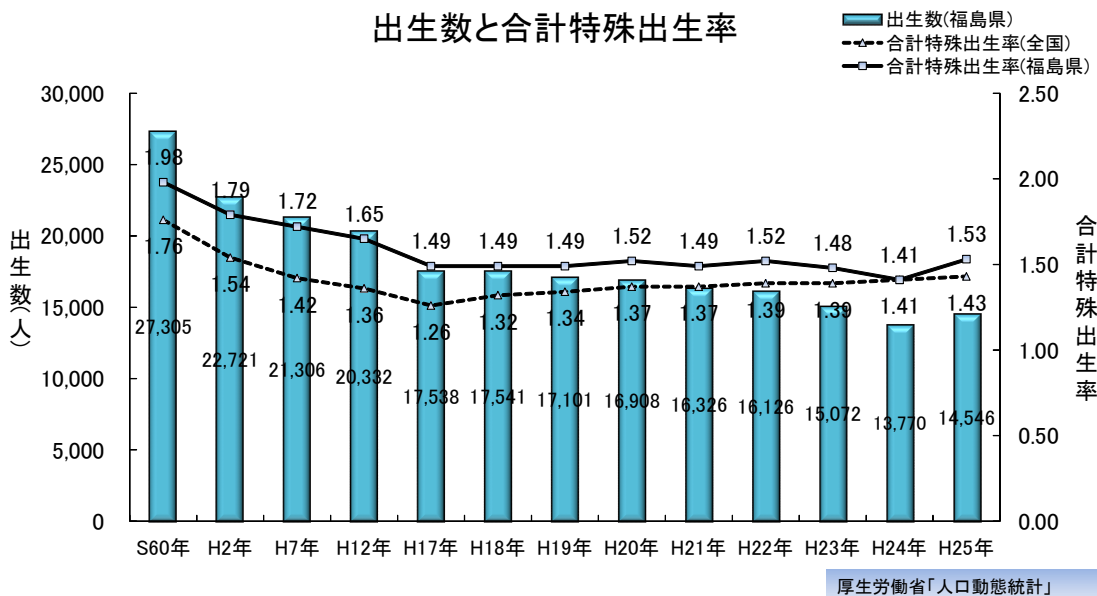
福島県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームの昭和24年に約7万3千人をピークに激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には1万4千人を下回るまでに減少した。

公表されている直近の数字で見ると、平成25年の出生数は前年より776人増加しており、その要因としては、震災後の生活環境の変化により子どもを持つことを見合わせていた人たちが、震災から3年が経過し、生活が落ち着いてきたことなどが考えられる。

また、福島県の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む平均子ども数）は、人口置換水準（長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準）が2.07とされているところ、昭和の終わり頃に2.0に近い数字であったが、近年はそれを下回っている。

平成24年には全国と同数値の1.41まで落ち込んだが、平成25年は震災前の水準の1.53まで回復した。順位は昨年の全国33位から全国15位へと上昇している。

とはいえ、近年の傾向としては、福島県の出生数は図のとおり減少傾向にあるほか、合計特殊出生率も横ばい状態が続いており、少子化が進行している。



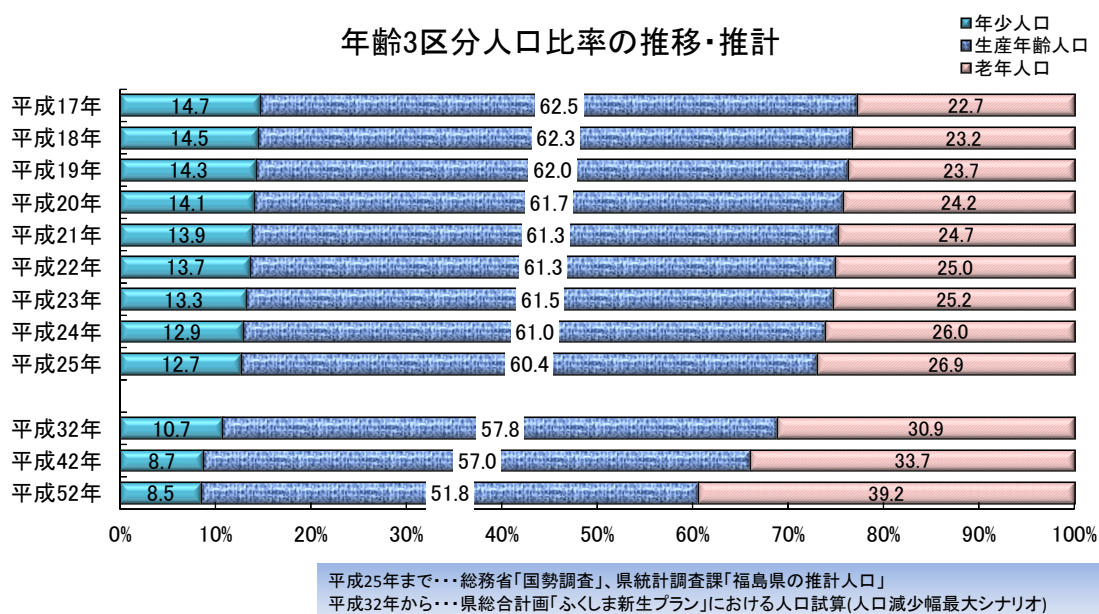
## ② 年少人口と高齢人口の推移

少子化の進行に伴い、年少人口（0から14歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行している。

福島県の総人口に占める年少人口の割合は、年々低下し、平成25年10月1日現在12.7%となっている。

一方で、老年人口の割合は年々増加し、26.9%となっている。

平成8年に初めて老年人口割合が年少人口割合を上回って以来、その差は年々大きくなっており、今後もさらに拡大すると見られている。



## (2) 将来の人口

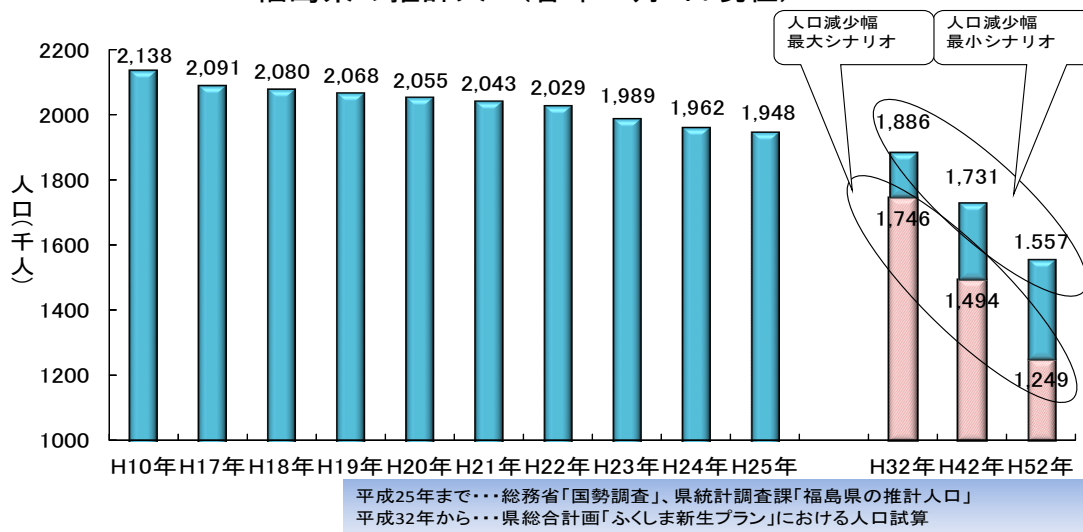
少子化の進行や、流出傾向にある社会動態とあいまって、福島県の人口は平成10年の213万8千人をピークに減少傾向にある。

平成24年度に改定した県の総合計画では、東日本大震災と原子力災害の発生を踏まえ、改めて将来人口について2通りのシナリオで予測をしている。緩やかな人口減少の場合は平成32年に188万6千人、急激な人口減少の場合は平成32年に174万6千人まで減少すると試算しており、実際にはこの2つの試算の間で推移するものと想定している。

なお、平成22年国勢調査では、202万9千人となっていたが、東日本大震災による人口流出を含めた平成26年7月1日現在の推計人口は、193万8千人となっており人口の減少が続いている。



福島県の推計人口(各年10月1日現在)

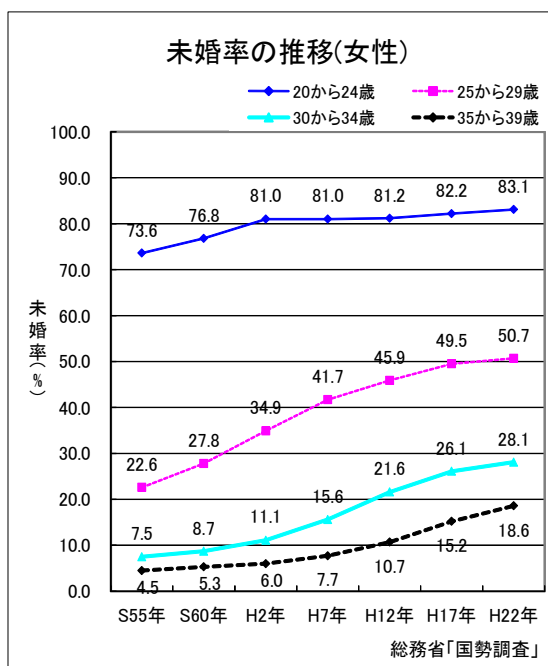
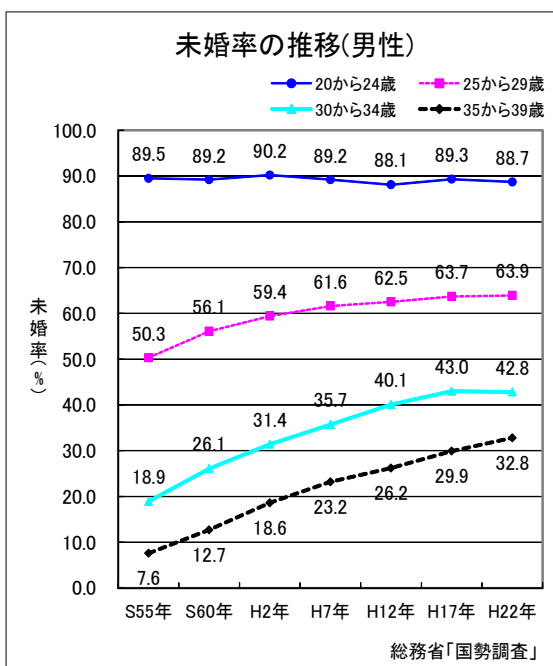


### (3) 少子化の要因とその背景

#### ① 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、全国よりは低いものの、男性の20歳代前半を除いて全体的に上昇してきており、晩婚化の傾向が強くなってきている。

男女とも、20歳代後半及び30歳代の未婚率の上昇が目立つ。

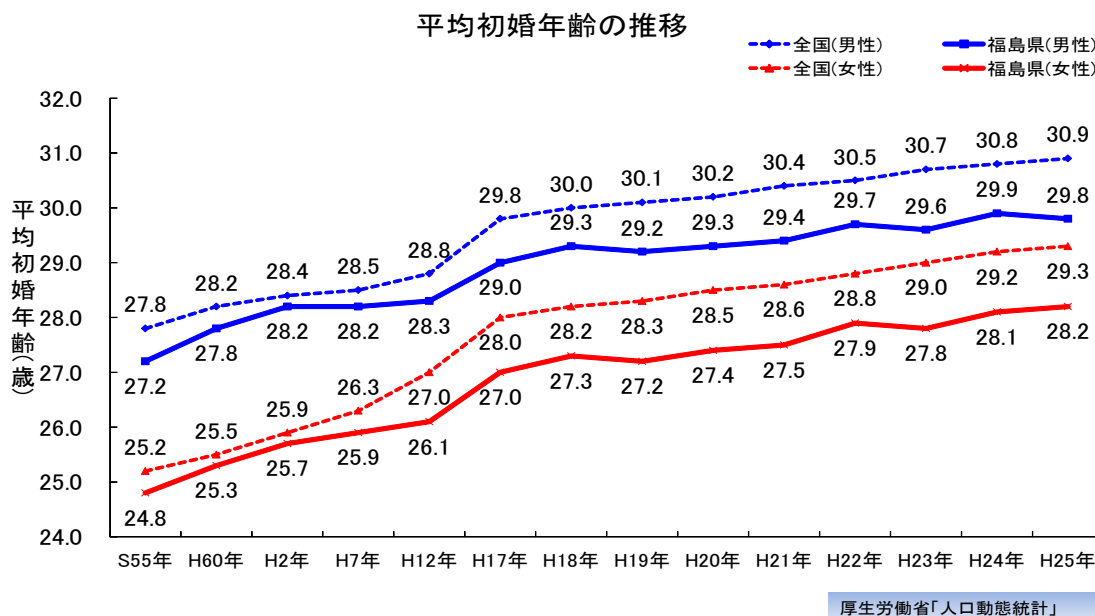


未婚率 (平成22年国勢調査)

	福島		全国	
	男性	女性	男性	女性
25～29歳	65.6%	51.5%	71.7%	60.3%
30～34歳	43.6%	28.4%	47.3%	34.5%

## ② 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、平成25年（概数）で男性は29.8歳（全国30.9歳）、女性は28.2歳（全国29.3歳）で男女ともに全国第1位であり、全国に比べれば低い傾向としては徐々に高くなってきている。



## ③ 少子化の背景

平成20年度に県が実施した県民意識調査では、「結婚は否定しないものの急いではいない」「独身生活の利点を享受しているため今は結婚しなくてもよい」また、女性が男性より強く感じているものに、「仕事と家事あるいは育児を両立させる自信がない」ということがあり、こうした意識が未婚率の上昇につながっているものと考えられる。

また、雇用環境の悪化等により、将来への不安から結婚や出産をためらうことが、出生数の減の要因と考えられる。

さらに、若者の経済力の低下が、結婚できない若者を増やし、さらに共働き世帯を増加させ、出生数のさらなる減少を招いている。

社会的傾向としては、地域社会における人間関係の希薄化が、子育て世帯の孤立化にも影響し、子育てが家庭という狭い領域で行われることで、様々なマイナスの効果を及ぼし、それが出産を躊躇させる要因となっている。

## 3 子育て支援の取組の方向性

### (1) 条例に基づく基本計画について

「子育てしやすい福島県づくり条例」には、その第9条で子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることが義務づけられており、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」が、条例に定める基本計画となっている。

## (2) うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画) 平成25年3月改定版の概要

この計画は、下図にあるように、理念と目標の下に計画改定後に加えた「東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援」の基本方針を含めて、7つの基本方針が定められており、基本方針の下に基本的施策、その下に行動計画が定められている。

### 計画の理念、目標及び基本方針

#### <背景>

- ・東日本大震災の影響により、避難区域をはじめ広い地域で住民が県内外への避難を余儀なくされているほか、放射線の影響による健康上の不安を抱いている。
- ・かつては、子育ては大家族や集落、地域全体で行われてきたが、現在の社会においては、核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化により子育てが孤立化しており、子育てに伴う不安や負担が増大。
- ・また、女性の社会進出が進み、子育てと仕事との両立、男性の子育てへの参画が望まれている。
- ・このように、現在の社会は、子育てしにくい社会になっており、少子化も急速に進行。
- ・子どもは社会の宝であり、子どもが大切にされ、健やかに成長することは社会全体の願い。

そのためには、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」で掲げた基本目標「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を実現するため、また、福島県復興計画で主要施策の一つとして位置づけた「未来を担う子ども・若者の育成」を推進するため、社会全体で子育て・子育てを支援していく体制づくりを進めることが重要であり、県民を挙げて「子育て支援を進める県民運動」の展開を図る必要がある。

#### <理念>

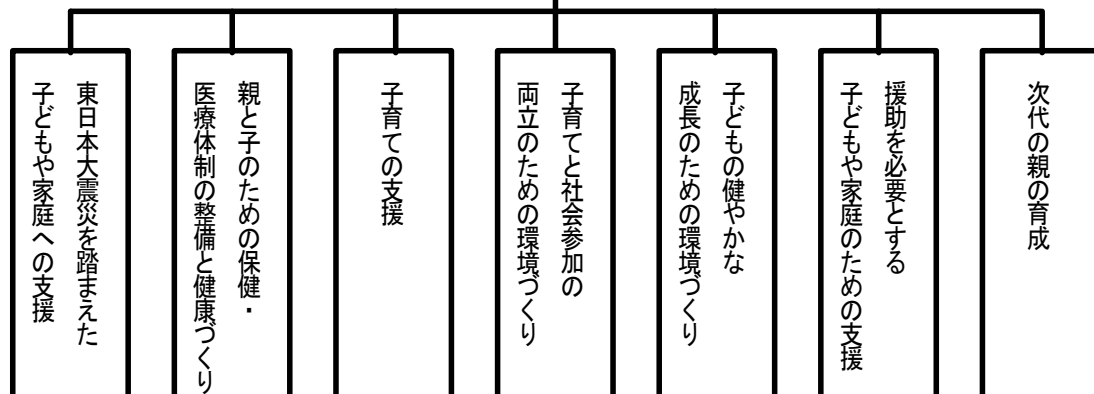
社会全体での子育て・子育ての支援

#### <目標>

安心して子どもを生み、  
育てることができる社会

子どもが大切にされ、  
いきいきと育つことができる社会

#### 子育て支援を進める県民運動



#### 4 まとめ

東日本大震災や原子力発電所の事故による影響により、現在も、多くの方々がこれまで住み慣れた土地から離れて、避難生活を余儀なくされている。

避難生活が長期化する中、避難している方々の、ふるさとで培ってきた地域のつながりや、人と人の縁を断ち切らないようにした上で、避難先の土地において新たな絆をつくり、地域全体で子育て支援を協力して進めていく体制を整えていくことが重要である。

また、避難者を受け入れる地域では、協力しながら新たな絆をつくって、これまで以上に地域全体で子育てを支援していくことが必要である。

県としては、こうした新しい絆づくりも含めて、今後とも市町村、県民、事業主、その他関係団体との連携の下、地域全体で子育てを支援していくことができるよう各種事業に取り組んでいかなければならない。

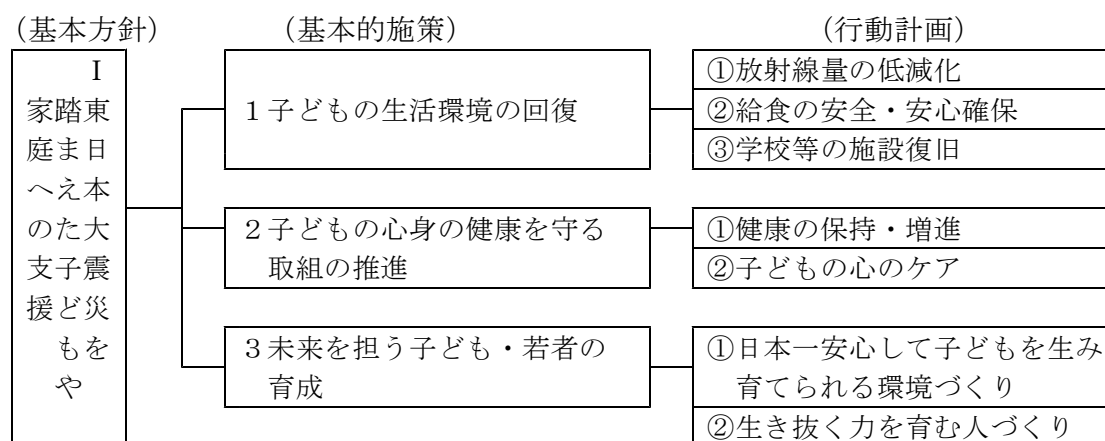
## 第2章 子育て支援に関する重点施策

平成25年度は、前年度に引き続いて、東日本大震災と原子力発電所の事故による被害への対応を中心にしながら、「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の基本方針に沿った様々な施策を展開した。

以下、平成25年3月改定後の「うつくしま子ども夢プラン（後期行動計画）」の7つの基本方針について、その方針の内容と平成25年度の主な事業について説明していく。

また、指標については、主な事業と関連の深いものをグラフ化し、その上で、基本方針ごとの指標の評価を記載した。

### ＜基本方針Ⅰ＞東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援



#### ＜基本方針の概要＞

除染を進めることで放射線量の低減化を図るとともに、放射性物質による健康不安を解消するため、長期にわたる県民健康管理調査を継続していくほか、被災した子ども心のケアの支援体制を整備します。

また、震災の体験を生かしたふくしまならではの教育を行うとともに、18歳以下の医療費無料化を図り、放射線量の低い地域での自然体験活動や屋内における遊び場を整備するなど、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに取り組みます。

#### ＜平成25年度の主な事業＞

- ① 新 ふくしま保育元気アップ緊急支援事業** 445,611千円  
 保護者への相談事業、児童の運動量の確保や外遊びなどの自然と触れ合う機会を増やすための事業などへの支援を行った。  
 実績：28市町村（266施設）への補助  
 相談支援者育成研修会4回開催、修了者数288名
- ② 新 震災を踏まえた子育て環境に関する調査研究事業** 10,199千円  
 県と包括連携協定を締結している公益社団法人こども環境学会への委託により震災後の子育て環境の調査を行った。

実績：成人及び子どもへのアンケート実施  
 子育て支援者・団体等へのヒアリング実施  
 子ども参画によるワークショップ実施

- ・ **⑨ 放射線教育推進支援事業** 7, 120千円  
 指導者養成研修や地区別研究協議会を開催した。また、モデル校を指定し先進的な授業実践を行い公開授業を実施するとともに、指導資料を改訂した。

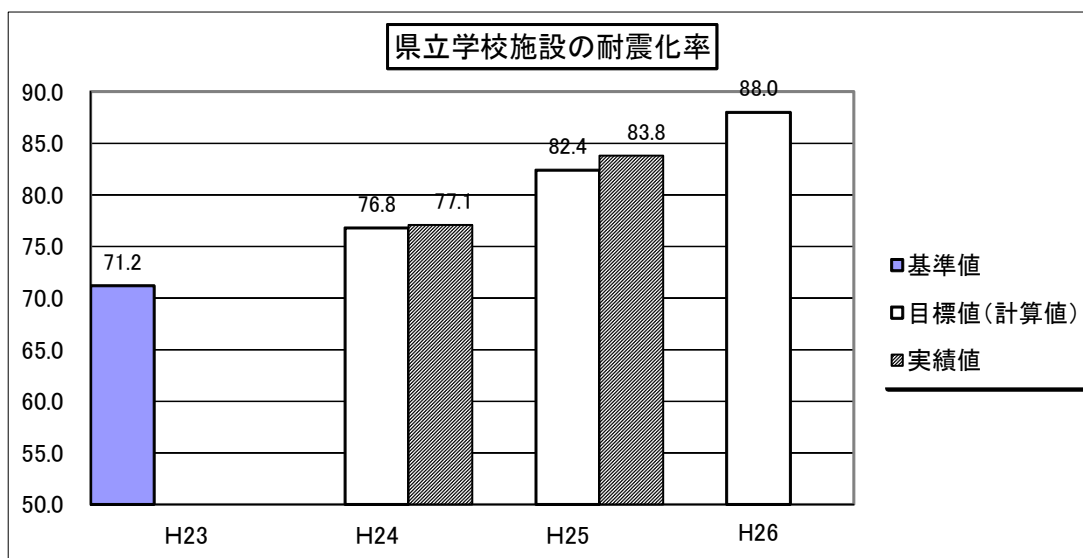
実績：指導者養成研修会開催  
 地区別研究協議会 7回開催（教育事務所単位）  
 運営協議会 5回開催  
 指導資料第3版の作成と配付

- ・ **⑩ 防災学習推進支援事業** 1, 434千円  
 指導資料の作成を行うとともに、研修会を実施した。

実績：指導資料作成研修会 4回開催  
 地区別研修会 4回開催  
 指導資料の作成と配付

- ・ **県立学校施設耐震改修等事業** 3, 432, 112千円  
 県立学校施設について、耐震改修工事・改築工事を行った。

実績：耐震改修工事 20棟  
 改築工事 3棟



- ・ **ふくしまっ子体験活動応援事業** 830, 387千円  
 子どもの健全育成を図るため、自然体験活動や交流活動を実施する学校や団体等に対して補助を行った。

実績：延べ利用者数 163, 313名

## <指標評価>

### 「基本方針Ⅰ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過 年数により算出 したH25年度目 標値	実績値 (平成25年 度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
----------	-----------------------	----------------------	---	--------------------------	--------------------	-----------

### Ⅰ 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援

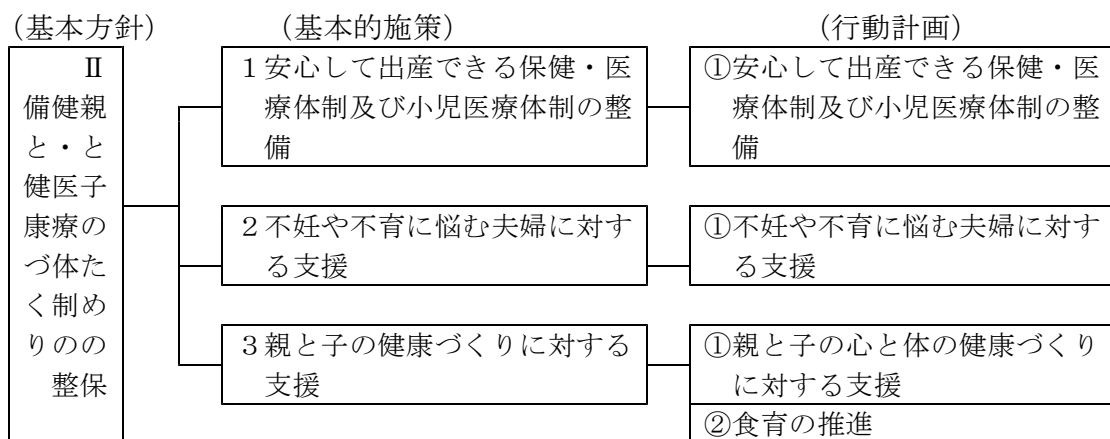
甲状腺検査の受診率	H23	79.8 %	100.0 %	93.3 %	71.4 %	—	D
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合 (公立小・中学校)	H24	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0%	A
防災教育に係る授業 (避難訓練を除く)を 実施した学校の割合 (公立小・中学校)	H24	96.0 %	100.0 %	98.0 %	95.8 %	—	D
県立学校施設の耐震化率	H23	71.2 %	88.0 %	82.4 %	83.8 %	112.5%	A

※ 達成状況のAは実績値が目標値（計算値）以上のもの、Bは実績値が目標値の5割以上であるもの、Cは実績値が目標値の5割未満のもの、Dは実績値が計画の基準値と同じか下回っているものとなっている。

#### (目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
甲状腺検査の受診率	D	甲状腺検査は強制ではないため。 また、平成25年度の対象には、空間線量率が比較的 低かった会津地方が含まれているため。
防災教育に係る授業 (避難訓練を除く)を 実施した学校の割合 (公立小・中学校)	D	防災教育実施への周知がまだ不十分なため。

## <基本方針Ⅱ> 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり



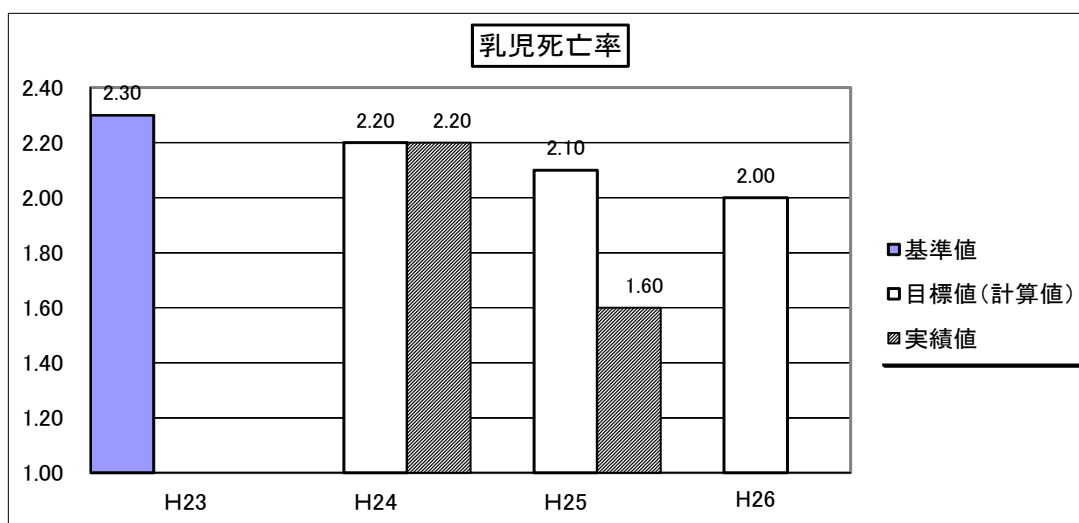


＜基本方針の概要＞

放射線の健康影響に関する正しい知識等の情報発信に努めるほか、食育を推進するなど親子の健康づくりを支援します。また、安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備を進めるとともに、不妊や不育に悩む夫婦のための対策を推進します。

＜平成25年度の主な事業＞

- **⑧ 不育症治療費等助成事業** 526千円  
 流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持っていない不育症の夫婦に対して、治療費の一部の助成を行った。  
 実績：助成件数 6件
- **⑨ 学校給食地場産物活用事業** 9,107千円  
 安全・安心を確認した福島県産の農林水産物を学校給食に活用する市町村等に対して補助を行った。  
 実績：県産農林水産物の利用補助 11市町村 100校  
 地場産物の不安軽減支援 10市町村 59校
- **⑩ 周産期母子医療センター運営補助事業** 79,544千円  
 県立医大附属病院を中心とした福島県内の周産期医療体制整備のため補助を行った。  
 実績：総合周産期母子医療センター、 地域周産期母子医療センター（3機関）、周産期医療協力施設（2機関）に対して補助
- **⑪ 小児救急電話相談事業** 14,451千円  
 子どもの急病への対処法等について、保護者へアドバイスをする夜間の電話相談を実施した。  
 実績：電話相談利用件数 7,865件



※ 計画改定時に基準値を平成20年度の2.7から平成23年度の2.3に変更し、新たに目標を設定しており、平成24年度及び平成25年度は計算上の目標値を達成した。



<指標評価>

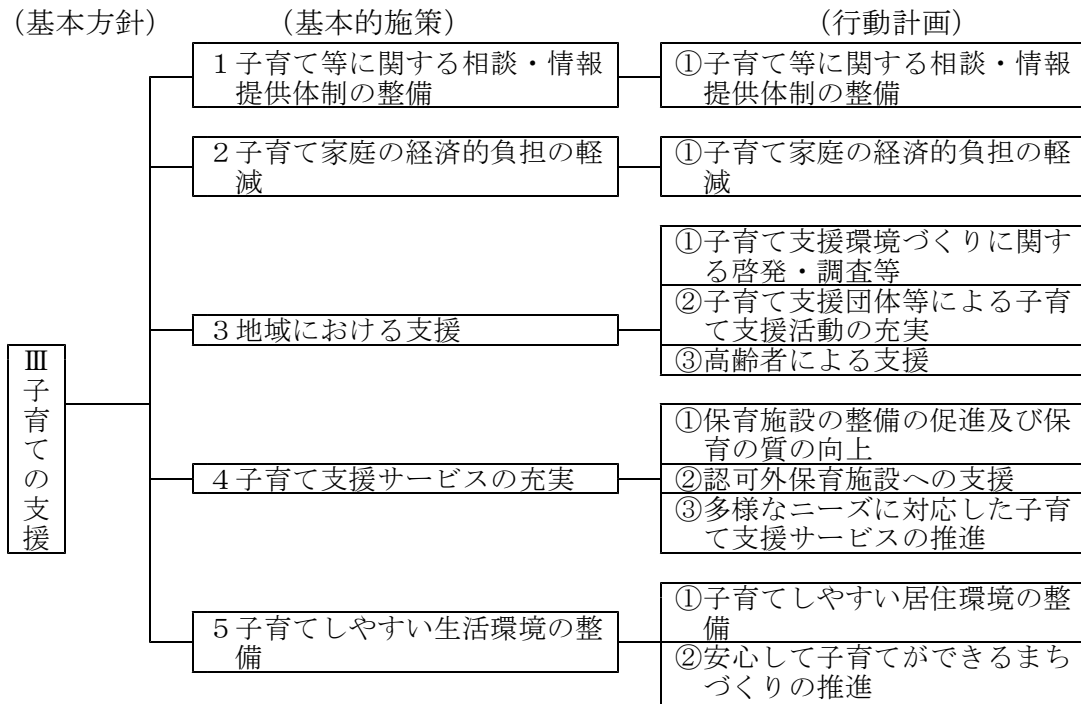
「基本方針Ⅱ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH25年目標値</small>	実績値 (平成25年度) D	達成率 (D-A)/(C-A) ※	達成状況
<b>Ⅱ 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり</b>						
周産期死亡率（出生数千人対）	H23 3.6	3.5 以下	3.5 以下	5.3	—	D
乳児死亡率（出生数千人対）	H23 2.3	H24 2.0 以下	2.1 以下	1.6	350.0%	A
1歳6か月児健診の受診率	H22 96.1%	100.0%	98.1%	24 94.1%	—	D
3歳児健診の受診率	H22 93.9%	100.0%	97.0%	24 92.9%	—	D
養育支援訪問事業実施市町村率	H23 49.2%	50.8%	50.3%	57.6%	763.6%	A
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	H23 91.5%	100.0%	97.2%	94.9%	59.6%	B
朝食を食べる児童・生徒の割合	H23 96.3%	96.6%以上	96.5%以上	97.2%	100.0%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
周産期死亡率（出生数千人対）	D	周産期死亡数のうち2週以降死産数が増加したため。
1歳6か月児健診の受診率	D	被災市町村の受診率が低いことが影響している。
3歳児健診の受診率	D	被災市町村の受診率が低いことが影響している。
乳児家庭全戸訪問事業実施市町村率	B	届出のない市町村は3市町村であり、関係課との調整が滞っている、訪問者養成まで事業を進めていたが震災後中断してしまった等の理由による。

## ＜基本方針Ⅲ＞子育ての支援



### ＜基本方針の概要＞

社会全体で子育て世帯を支援するため子育て支援を進める県民運動を一層推進します。

また、安心して子育てができるように放射線の健康影響に対する正しい知識をはじめとした相談・情報提供体制を整備するとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等を推進する中で、多様な子育て支援サービスの整備・充実を図り、子育てに関する団体や高齢者等地域における様々な社会資源による子育ての支援を図ります。

### ＜平成25年度の主な事業＞

- **① ふくしまキッズ夢サポート事業** 79,221千円  
 被災・避難等により不便を強いられている子どもへの支援、子ども達の将来につながる取組、子ども達及びその保護者が元気になる取組などを実施する民間団体に補助を行った。  
 実績：連携事業枠 17団体、単独事業枠 11団体
- **② ふくしまスマイルキャラバン事業** 42,737千円  
 有名人の応援メッセージやサイン色紙等を収集し、県内各地で約1週間の展示会及び1日間の子ども向けイベントを実施した。  
 実績：県内7方部で実施

- ・ **⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿** **ふくしま保育士人材確保事業** 359,273千円  
 保育士の人材を確保するため、潜在保育士の就職支援、修学資金貸付、処遇改善等の支援を行った。

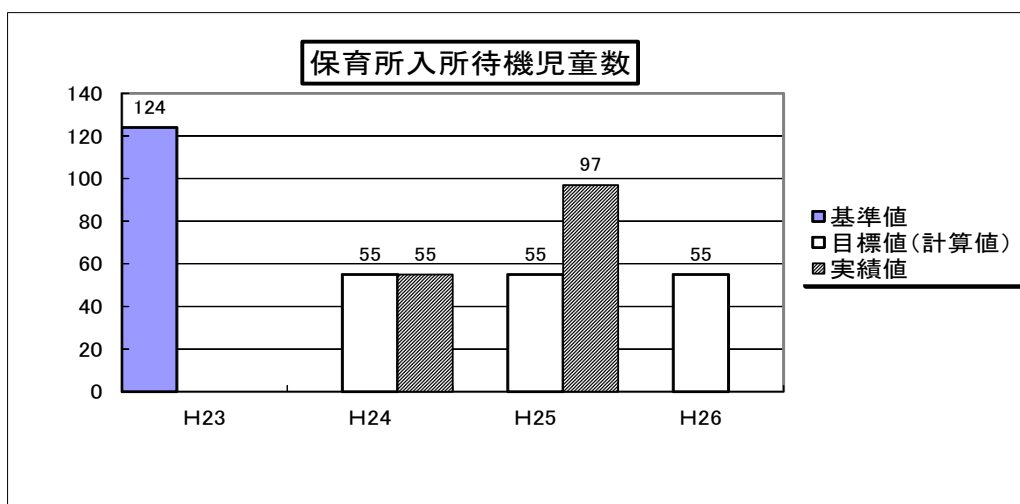
実績：保育士・保育所支援センターを設置（社会福祉協議会内）  
 42名分の修学資金を実施先の社会福祉協議会に補助  
 保育士の処遇改善に取り組む21市町村 133施設に補助

- ・ **⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿** **子ども・子育て支援新制度移行推進事業** 72,087千円  
 平成27年度に予定されている子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、市町村の電子システム構築等への支援や認可保育所を目指す認可外保育施設に対する支援を行った。

実績：電子システム構築等 55市町村に補助  
 認可外保育施設運営支援 1市（2施設）に補助

- ・ **保育所等整備事業** 440,721千円  
 安心こども基金を活用し、保育所や認定こども園の整備に対する補助を行った。

実績：保育所緊急整備事業 1件  
 （平成24年度からの繰越）  
 保育所等の複合化・多機能化推進事業 2件  
 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業 2件



※ 保育所入所待機児童数については、子ども・子育て支援新制度施行予定の平成27年度まで、各年度55名以下を目標値とし、平成32年度までに0名を目指すこととしている。

・子育て応援パスポート事業

1,960千円

子どもがいる世帯にパスポート（ファミたんカード）を交付するとともに、協賛事業者を募集し、当該企業等を利用する際にパスポートを提示することにより各種サービスを受けることができる仕組みを推進した。

実績：協賛店舗数4,139店（平成26年3月末現在）

ファミたんカード交付枚数15,652枚

（累計364,998枚）

<指標評価>

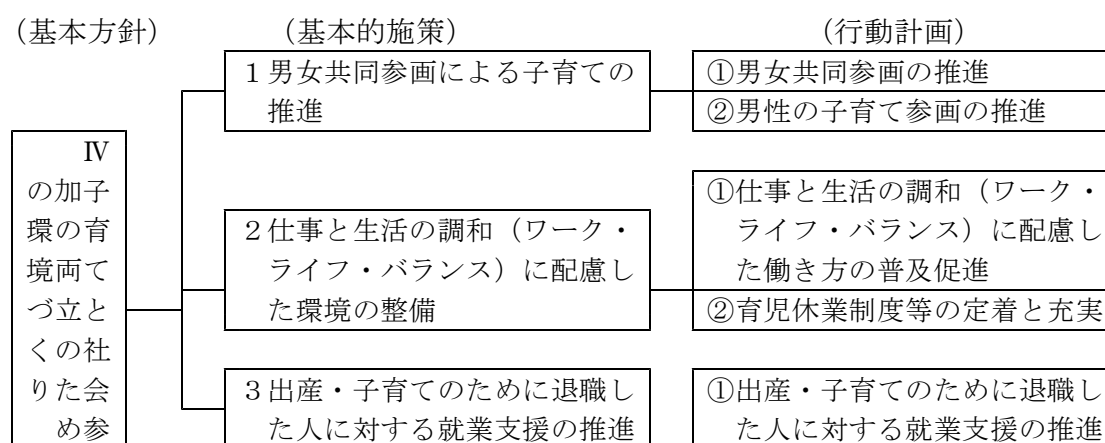
「基本方針Ⅲ」についての指標評価

施策に関する指標		基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH25年目標値</small>	実績値 (平成25年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>Ⅲ 子育ての支援</b>							
子育て支援等に関するホームページへのアクセス件数	H23	155,215件	160,000件	158,405件	158,854件	114.1%	A
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数(累計)	H23	220人	250人	240人	226人	30.0%	C
子育て支援を進める県民運動関連事業参加者数(22~26年度累計)	H23	90,208人	150,000人	130,069人	155,667人	164.2%	A
地域子育て支援拠点(センター型・ひろば型・児童館型)施設数(累計)	H23	75カ所	95カ所	88カ所	89カ所	107.7%	A
ファミリー・サポート・センターの設置数(累計)	H23	26カ所	29カ所	28カ所	28カ所	100.0%	A
保育所入所待機児童数	H23	124人	55人以下	78人以下	97人	58.7%	B
延長保育実施施設数	H23	222カ所	229カ所	227カ所	234カ所	240.0%	A
休日保育実施施設数	H23	7カ所	18カ所	14カ所	7カ所	-	D
一時預かり実施施設数	H23	114カ所	124カ所	121カ所	119カ所	71.4%	B
病児・病後児保育実施施設数	H23	14カ所	26カ所	22カ所	19カ所	62.5%	B
認可外保育施設における有資格者数割合	H24	74.9%	78.8%	76.9%	75.9%	50.0%	B
乗合バス会社におけるノンステップバスの導入率	H22	4.6%	5.0%以上	4.8%以上 <sup>24</sup>	9.5%	2465.0%	A
すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	H23	567km	610.0km以上	581.3km以上 <sup>24</sup>	634km	468.5%	A
「やさしさマーク」交付数(累計)	H23	407件	427件以上	420件	415件	61.5%	B
おもいやり駐車場協力施設数(累計)	H23	1,097カ所	1,137カ所以上	1,124カ所	1,128カ所	114.8%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
メールマガジン「ふくしまエンゼルサポート」登録者数(累計)	C	震災以降、周知が不足していたため。
保育所入所待機児童数	B	自主避難者の帰還や出生数の回復等により、利用希望者が増えたため。
休日保育実施施設数	D	基準上、最低2名以上の保育士が必要であり、保育士の配置や出勤体制など、実施に向けて課題があるため。
一時預かり実施施設数	B	定期的な利用が見込めないため、保育士配置等ハードルが高く、伸びてはいるものの計算値には達しなかった。
病児・病後児保育実施施設数	B	定期的な利用が見込めないため、職員体制等実施に向けて課題があり、伸びてはいるものの計算値には達しなかった。
認可外保育施設における有資格者数割合	B	小規模施設が多く、職員体制に余裕がないため、資格取得に向けて消極的な施設が多い等課題があり、伸びてはいるものの計算値には達しなかった。
「やさしさマーク」交付数(累計)	B	整備基準を満たす施設整備をする事業者が少なかったため。

<基本方針Ⅳ>子育てと社会参加の両立のための環境づくり



<基本方針の概要>

男女がともに子育てに関わっていく社会づくりを進めるとともに、子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、子育てに配慮した働き方の普及促進や職場における子育て支援の促進を図ります。

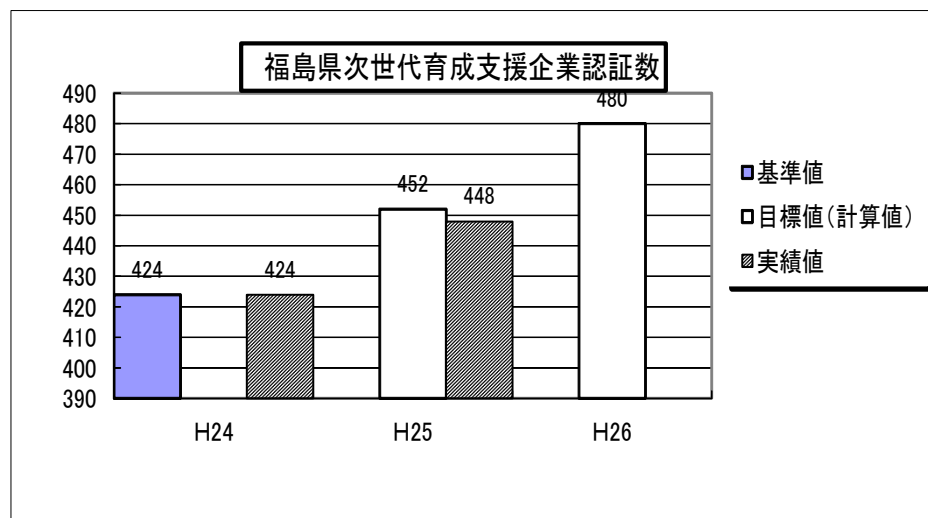
## ＜平成25年度の主な事業＞

### ・次世代育成・少子化対策推進事業

280千円

一般事業主行動計画を策定し仕事と育児の両立支援に取り組んだ結果、育児休業取得者が生じた中小企業や、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて総合的な取組みを行っている企業を認証した。

実績：8社認証



※ 福島県次世代育成支援企業（家庭と仕事が両立できる、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を県が認証するもので、認証を受けると、企業の社会的な評価が高まる）の認証数の基準値を、計画改定時に平成20年度の213社から、平成24年度の424社に見直した。今後、さら認証数を増やしていく。

### ・病院内保育所運営費補助事業

112,795千円

子どもを持つ病院職員が子育てをしながら働き続けられるよう、病院内保育施設の運営に対する助成を行った。

実績：30事業所に助成

### ・男女共生センター管理運営事業（研修事業）

1,432千円

男女共生センターにおいて各種講座を実施し、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図った。

実績：男女共同参画基礎講座、未来塾、災害防災と男女共同参画に関する人材養成研修、女性のチャレンジ応援講座、健康セミナー、教師のためのヒューマンライツセミナー、未来館ボランティアセミナー、市町村男女共同参画担当者研修、研修講師派遣事業

参加者数 合計633名

## <指標評価>

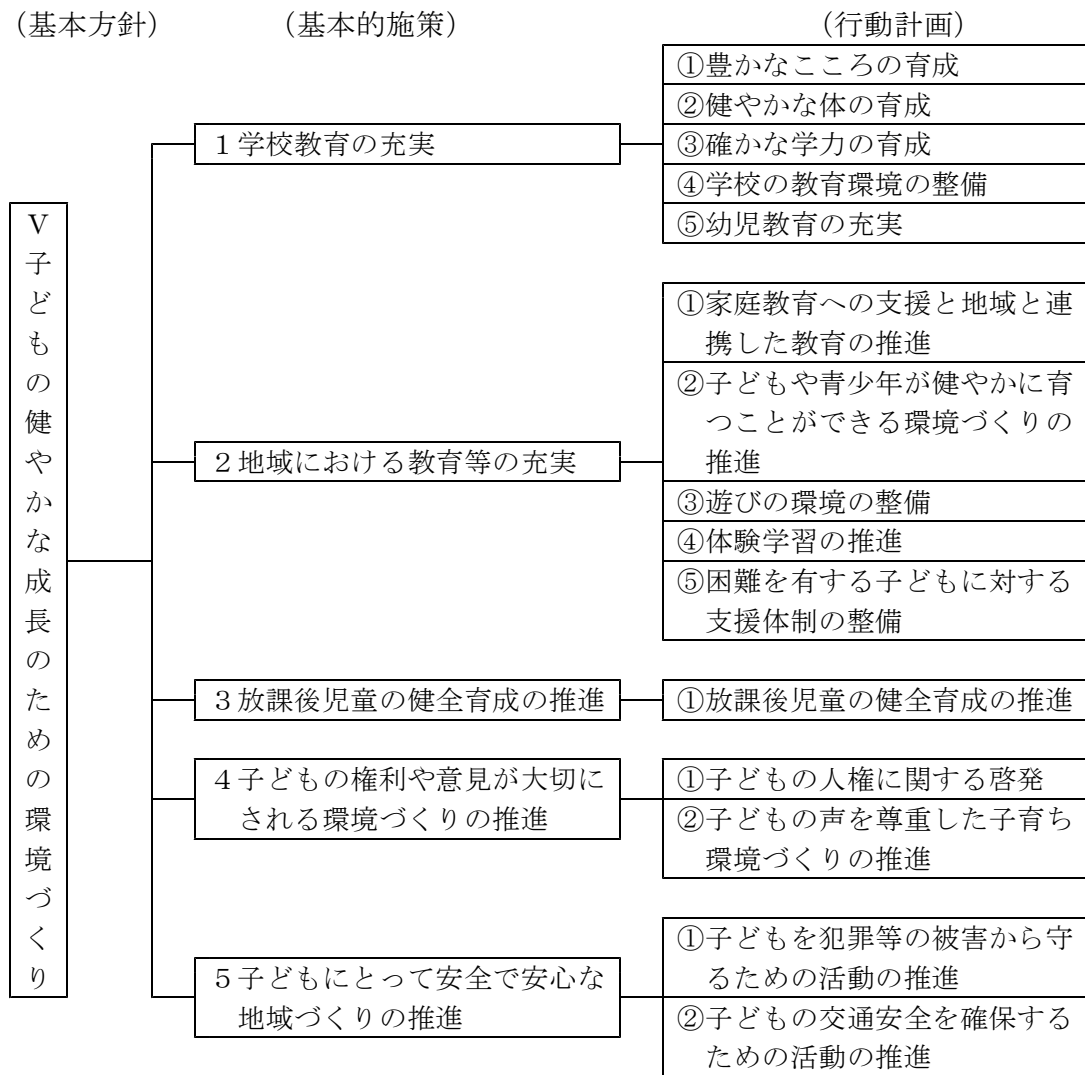
「基本方針Ⅳ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	計算値 C 基準値からの経過年数に より算出したH25年目標値	実績値 (平成25年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成 状況 ※	
<b>Ⅳ 子育てと社会参加の両立のための環境づくり</b>							
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数(22~26年度累計)	H23	2,955人	4,000人	3,652人	5,068人	303.2%	A
市町村における男女共同参画計画の策定率	H24	44.1%	47.5%	45.8%	45.8%	100.0%	A
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	H23	3.9%	10.0%	8.0%	6.6%	65.9%	B
福島県次世代育成支援企業認証数(累計)	H24	424社	480社以上	452社以上	448社	85.7%	B
年次有給休暇の取得率	H23	47.8%	60.0%	55.9%	44.5%	-	D
育児休業取得率(女性)	H23	97.3%	97.3%以上	97.3%	90.0%	-	D
育児休業取得率(男性)	H23	1.2%	2.2%以上	1.9%	3.3%	300.0%	A
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	H23	13.4%	20.0%	17.8%	18.7%	120.5%	A

### (目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	B	昨年度よりも1.4ポイント増加し、徐々にではあるが上昇傾向にある。 (ポジティブ・アクション) 女性の能力を十分に活かし、実質的な男女均等取扱いを実現するため、個々の企業が行う自主的かつ積極的取組。
福島県次世代育成支援企業認証数(累計)	B	昨年度より認証企業数は8社増えたが、計画値には達しなかった。
年次有給休暇の取得率	D	震災による人手不足により、年次有給休暇の取得にためらいを感じている労働者が多いと考えられる。
育児休業取得率(女性)	D	実績値は90%以上を維持しているが、職場によっては育児休業が取得しづらい状況にあると考えられる。

＜基本方針Ⅴ＞子どもの健やかな成長のための環境づくり



＜基本方針の概要＞

子どもが健やかに、また、個性豊かに育つことができるように、学校及び地域において震災を踏まえたふくしまならではの教育を推進するとともに、子どもにとって必要不可欠な遊びの充実や体験学習に係る環境整備を進めます。

また、子どもの人権に関する啓発等、子どもの健全育成を図るとともに、犯罪被害の防止や交通安全等、子どもにとって安全で安心な地域づくりを進めます。

＜平成25年度の主な事業＞

- ・ (新) 子ども「ふるさと福島」魅力発掘プロジェクト事業

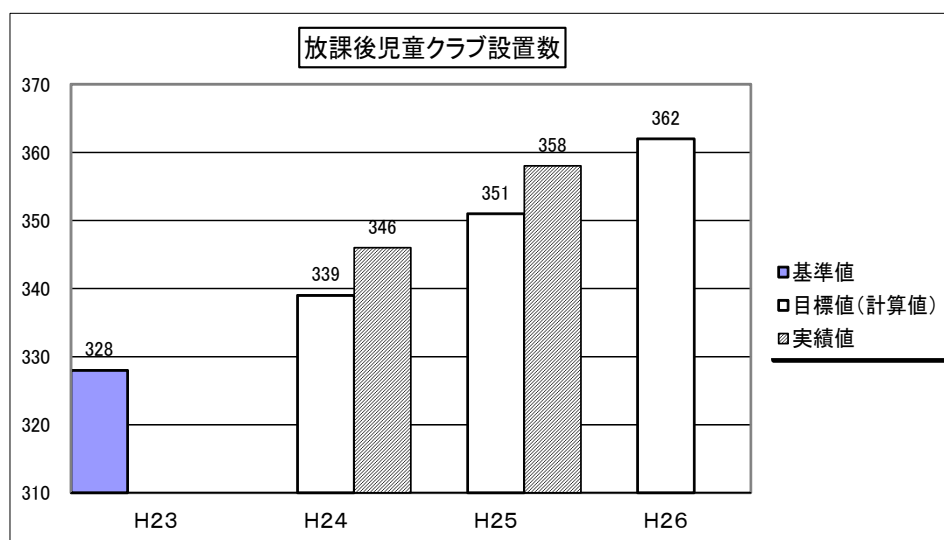
30,680千円

子どもたちの視点で地域の観光資源の発掘、磨き上げを行うとともに、全国へ向けて発表するためのプレゼン大会を実施した。

実績：18団体選考（県内小中高生）



- **「陸上王国福島」パワーアップ事業** 2, 168千円  
 陸上競技に関して、希望する小中学校への指導者の派遣や全国大会出場者に対する指導などを行った。  
 実績：川本ジュニア塾（6回）及び川本キッズ塾（5回）の開催  
 陸上競技出前講座 5校で開催
- **「ふくしまの未来を担う高校生海外研修支援事業** 35, 298千円  
 教育活動の一環として海外ホームステイに参加する高校生の旅費の一部を支援した。  
 実績：9校 202名に対して支援
- **「ふくしまの未来を拓く理数教育充実事業** 10, 308千円  
 本県独自の理科学習指導プランの作成、理数優秀教員の育成、算数・数学ジュニアオリンピックの実施等により理数教育の充実を図った。  
 実績：小学生算数・理科講座 各3回開催  
 算数・数学ジュニアオリンピック 4会場開催  
 科学の甲子園35チーム参加
- **「ふくしま子ども自然環境学習推進事業** 16, 446千円  
 尾瀬の優れた自然環境の中で、自然環境学習を行った。  
 実績：小学生818名、中学生302名
- **「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」** 694, 133千円  
 放課後児童が集う場として、放課後児童クラブの設置運営を支援した。  
 実績：事業実施市町村 41市町村1社会福祉協議会  
 補助対象クラブ数 261カ所



※ 東日本大震災の影響により、平成23年度に休止していた放課後児童クラブの活動が再開するとともに、ニーズの高まりに応じて、放課後児童クラブが新設されたことにより、設置数が増加した。

<指標評価>

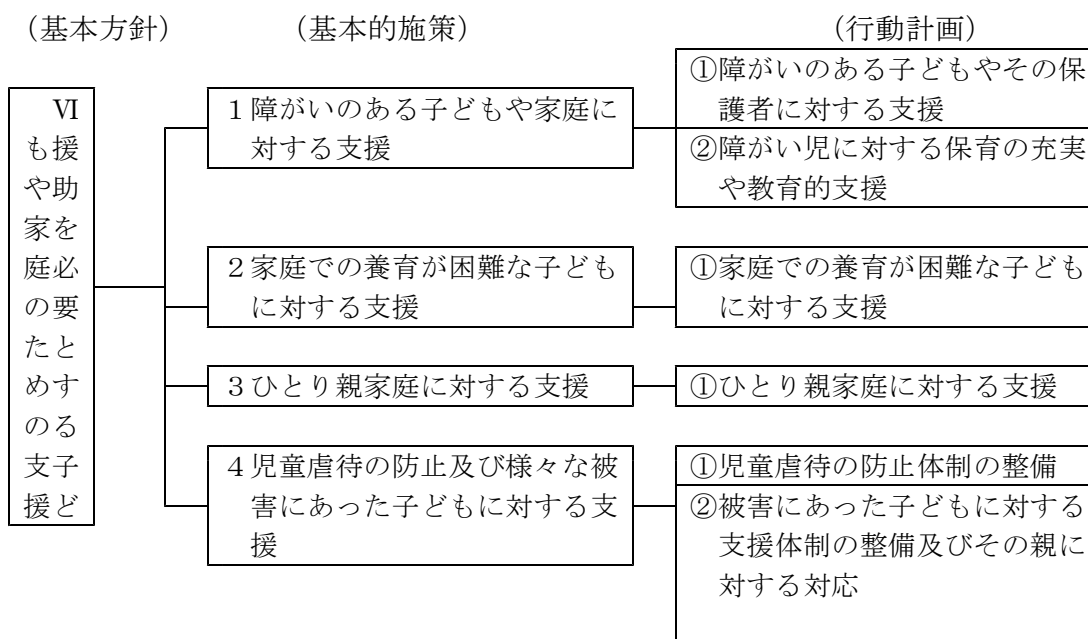
「基本方針V」についての指標評価

施策に関する指標		基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH25年目標値</small>	実績値 (平成25年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>V 子どもの健やかな成長のための環境づくり</b>							
不登校の件数	H23	1,491 人	1,278 人以下	1,420 人以下 <sup>24</sup>	1,566 人	—	D
いじめの解消率	H23	92.6 %	100.0 %	95.1 % <sup>24</sup>	98.3 %	228.0%	A
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・全国平均=100) (小学校5年生男子)	H22	99.1	99.4 以上	99.3 以上	96.6	—	D
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・全国平均=100) (小学校5年生女子)	H22	101.0	101.3 以上	101.2 以上	99.1	—	D
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・全国平均=100) (中学校2年生男子)	H22	98.2	98.9 以上	98.7 以上	98.9	140.0%	A
全国体力・運動能力等調査結果 (全国平均との比較割合・全国平均=100) (中学校2年生女子)	H22	97.4	98.1 以上	97.9 以上	98.2	160.0%	A
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・全国平均=100) (小学校・国語)	H24	99.7	100.6 以上	100.2 以上	100.3	120.0%	A
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・全国平均=100) (小学校・算数)	H24	97.7	98.9 以上	98.3 以上	97.1	—	D
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・全国平均=100) (中学校・国語)	H24	101.9	102.3 以上	102.1 以上	99.1	—	D
全国学力・学習状況調査結果 (全国平均正答率との比較割合・全国平均=100) (中学校・数学)	H24	98.7	99.7 以上	99.2 以上	94.2	—	D
公立幼稚園における小学校との連携活動実施率	H23	96.7 %	100 %	98.9 %	98.9 %	100.0%	A
有益な映画、書籍等の推奨数 (累計)	H24 映画	86 本	87 本	87 本	87 本	100.0%	A
	H24 図書	131 冊	140 冊	136 冊	137 冊	120.0%	A
一人当たりの都市公園面積	H23	12.43 m <sup>2</sup> /人	12.50 m <sup>2</sup> /人	12.47 m <sup>2</sup> /人 <sup>24</sup>	12.70 m <sup>2</sup> /人	675.0%	A
尾瀬で自然環境学習を行った県内児童生徒数	H23	769 人	1,100 人以上	990 人以上	1,140 人以上	167.9%	A
放課後児童クラブ設置数	H23	328 カ所	362 カ所以上	351 カ所以上	358 カ所	130.4%	A

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
不登校の件数	D	無気力・不安などの情緒的混乱、友人関係をめぐる問題、学力不振などによる中学校での不登校の増加のため。
全国体力・運動能力等調査結果（全国平均との比較割合・全国平均100） （小学校5年生男女）	D	震災後、十分に運動できる機会や場が減少したため。
全国学力・学習状況調査結果（全国平均正答率との比較割合・全国平均100） （小学校算数、中学校国語・数学）	D	思考力・判断力・表現力等が十分に身につけていないため。

＜基本方針VI＞援助を必要とする子どもや家庭のための支援



＜基本方針の概要＞

障がいのある子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子ども、ひとり親家庭等の援助が必要な子どもや家庭への支援を進めます。  
また、児童虐待の防止体制を整備し、関係機関との協力・連携を図りながら、支援等を進めます。

## <平成25年度の主な事業>

### ・インクルーシブ教育システム構築事業

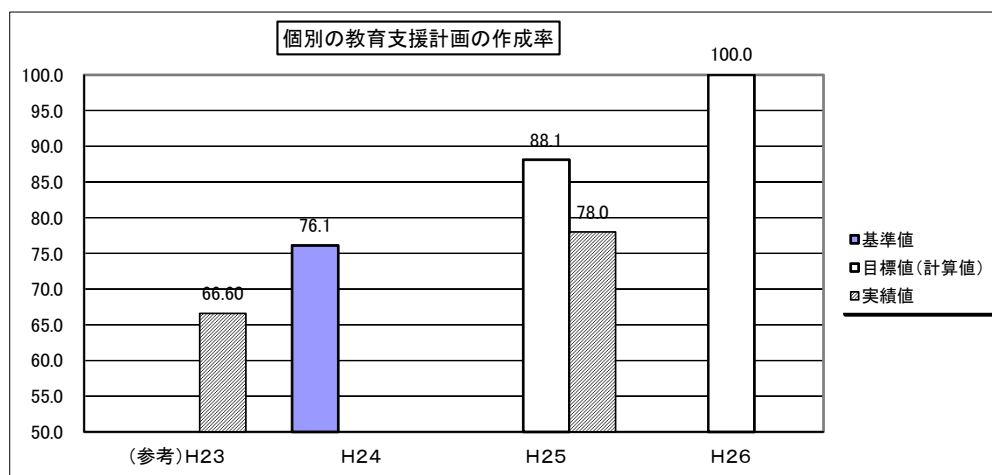
4, 343千円

障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進できるよう、市町村が関係機関と連携して行う支援体制整備の取組を支援するとともに、早期からの教育相談、巡回相談などを実施した。

実績：体制促進協議会（7地域各2回）

地域支援ネットワーク会議（7地域18回）

伊達市をモデル地区とし、早期支援コーディネーターを配置して、幼稚園等での研修会、相談支援ファイル活用体制づくり  
巡回相談員による個別相談950件



※ 平成25年度は、前年度と比較して作成率が1.9ポイント上昇した。  
(夢プラン改定により、現在の基準値は平成24年度実績値となっている。)

### ・ひとり親家庭等在宅就業推進事業

515, 724千円

ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親にとって家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業について、能力開発のための訓練プログラムを実施するとともに、訓練期間中訓練手当を支給。また、主にITを用いた在宅就業業務の開拓を行い、就業を支援した。

実績：受講者数 601名

### ・虐待から子どもを守る総合対策推進事業

1, 516千円

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化、児童相談所の専門性強化を図った。

実績：児童虐待防止推進月間について、ラジオ等様々な媒体で広報を行った。

オレンジリボン運動 啓発パンフレット14, 980冊

## <指標評価>

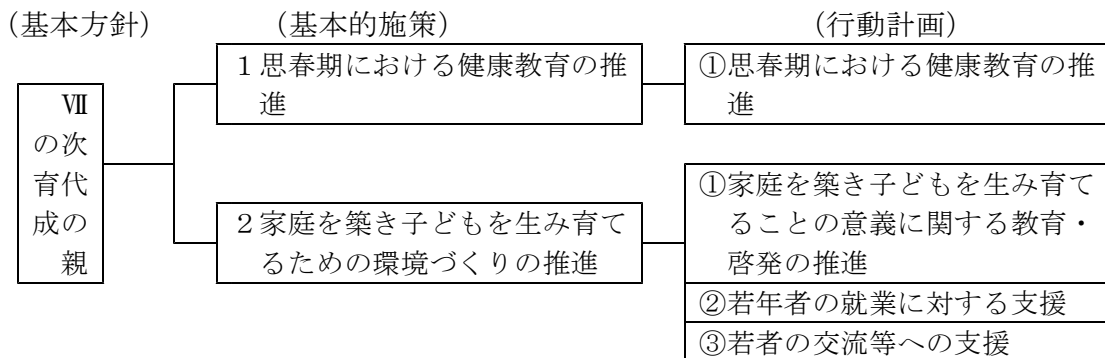
「基本方針Ⅵ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH25年目標値</small>	実績値 (平成25年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成状況 ※
<b>Ⅵ 援助を必要とする子どもや家庭のための支援</b>						
個別の教育支援計画の作成率	H24 76.1%	100.0%	88.1%	78.0%	15.8%	C

(目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
個別の教育支援計画の作成率	C	小・中学校、高等学校においては作成率が向上したが、幼稚園において作成率が減少したことにより、全体での伸び率が微増に留まった。

## <基本方針Ⅶ> 次代の親の育成



### <基本方針の概要>

次代の親となるべき若者に対し、家庭を築き子どもを生き育てることの意義について教育や啓発を図るとともに、若者が自立して家庭を持てるようにするため、安定した就業に対する支援を進めるとともに、若者が互いに交流する機会を促進します。

## <平成25年度の主な事業>

- ・ **⑧** ふくしまで幸せつかもうプロジェクト事業 2,566千円  
若者の出会いの場を創出するため、若者交流応援団体のネットワークを構築するとともに、企業間における独身者の交流会を実施した。  
実績：婚活パーティー4回  
若者交流応援団体の連絡調整会議開催  
婚活イベント情報をHP上で提供110回

• **⑧ 若者ふるさと再生支援事業**

1, 986千円

若者の自立性や社会参画意欲を促すため、若者が自分たちにできる復興策・地域貢献策を自ら考えるワークショップを実施し、その取り組みを実践した。

実績：浜通りの3市町村で実施。

南相馬市・・・JR常磐線復興特別記念列車イベントの実施

川内村・・・Webサイトを用いた若者による情報発信

いわき市・・・Webサイト「双葉郡高校生による観光・復興マップ」の制作

• **キャリア教育推進事業**

11, 703千円

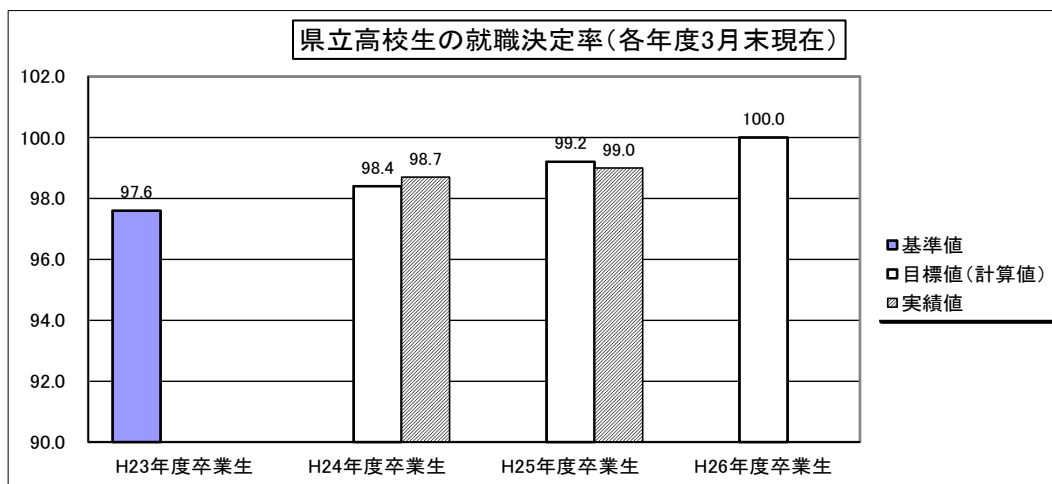
専門高校（農業高校、工業高校及び商業高校）において、産業関連の知識や技能を子どもたちに習得させるとともに、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進した。

実績：専門高校プロジェクト事業

農業高校8校、工業高校12校、商業高校15校

専門高校における小・中学校連携事業

小学校3校、中学校2校、専門高校3校



※ 就職決定率は前年度より上昇したものの、平成25年度の目標値には到達しなかった。

## <指標評価>

### 「基本方針Ⅶ」についての指標評価

施策に関する指標	基準値 (計画改定時の値) A	目標値 (平成26年度) B	計算値 C <small>基準値からの経過年数により算出したH25年目標値</small>	実績値 (平成25年度) D	達成率 (D-A)/(C-A)	達成 状況 ※
----------	-----------------------	----------------------	---	----------------------	--------------------	---------------

### Ⅶ 次代の親の育成

「性に関する指導」の手引き活用率	H24	87.2%	100.0%	93.6%	89.6%	37.5%	C
薬物乱用防止教室の受講率(中学生)	H23	22.7人	25.0人	24.2人	33.8人	740.0%	A
県立高校生の就職決定率	H23	97.6%	100.0%	99.2%	99.0%	87.5%	B

### (目標未達成の理由)

指 標	評価	理 由
「性に関する指導」の手引き活用率	C	小・中・特別支援学校では活用率向上が見られるが、幼稚園・高校での活用率が低い。
県立高校生の就職決定率	B	震災復興関連をはじめ県内求人は前年度比で19.8%増加したが、求人の職種の偏りと高校生の希望とのミスマッチにより、目標値の達成には届かなかったものとする。

## 参考

- 平成25年度子育て支援推進関連予算（前年度当初予算との比較表）
- 「子育てしやすい福島県づくり条例」



平成25年度子育て支援推進関連予算(前年度当初予算との比較表)

(単位：千円)

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算		
I 東日本大震災を踏まえた子どもや家庭への支援	24 41,017,117	1 子どもの生活環境の回復	24 13,339,285	(1) 放射線量の低減化	24 2,202,045		
	25 39,040,871		25 10,413,254		25 1,716,332		
					24 1,912,527		
					(2) 給食の安全・安心確保	25 1,593,039	
				24 9,224,713			
					(3) 学校等の施設復旧	25 7,103,883	
							24 11,726,353
				2 子どもの心身の健康を守る取組の推進	25 8,872,031	(2) 子どもの心のケア	25 7,990,576
							24 602,787
		3 未来を担う子ども・若者の育成	24 15,473,881	(1) 日本一安心して子どもを生み育てられる環境づくり	24 8,381,591		
			25 19,880,380		25 14,766,840		
					24 7,098,300		
				(2) 生き抜く力を育む人づくり	25 5,167,325		
II 親と子のための保健・医療体制の整備と健康づくり	24 9,619,297	1 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	24 8,882,992	(1) 安心して出産できる保健・医療体制及び小児医療体制の整備	24 8,882,992		
	25 5,918,357		25 5,040,289		25 5,040,289		
			2 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援	24 127,640	(1) 不妊や不育に悩む夫婦に対する支援	24 127,640	
				25 124,160		25 124,160	
			3 親と子の健康づくりに対する支援	24 608,665	(1) 親と子の心と体の健康づくりに対する支援	24 605,216	
				25 753,908		25 615,959	
			(2) 食育の推進	24 3,449			
				25 143,985			
III 子育ての支援	24 18,478,163	1 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	24 271,744	(1) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備	24 271,744		
	25 22,043,443		25 218,615		25 218,615		
			2 子育て家庭の経済的負担の軽減	24 13,975,828	(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	24 13,975,828	
				25 15,585,821		25 15,585,821	
			3 地域における支援	24 824,333	(1) 子育て支援環境づくりに関する啓発・調査等	24 37,054	
				25 927,852		25 71,449	
						24 778,054	
					(2) 子育て支援団体等による子育て支援活動の充実	25 841,918	
					(3) 高齢者による支援	24 17,024	
						25 17,435	
				4 子育て支援サービスの充実	24 1,374,510	(1) 保育施設の整備の促進及び保育の質の向上	24 612,681
		25 3,274,631	25 1,399,078				
			24 18,365				
				(2) 認可外保育施設への支援	25 18,365		
				(3) 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの推進	24 743,464		
				25 1,857,188			
		5 子育てしやすい生活環境の整備	24 2,034,013	(1) 子育てしやすい居住環境の整備	24 1,230,671		
			25 2,094,681		25 1,274,077		
				(2) 安心して子育てができるまちづくりの推進	24 803,342		
				25 820,604			
IV 子育てと社会参加の両立のための環境づくり	24 1,356,170	1 男女共同参画による子育ての推進	24 3,814	(1) 男女共同参画の推進	24 3,814		
	25 2,808,324		25 3,212		25 3,212		
					(2) 男性の子育て参画の推進	24 896	
					25 735		
			2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した環境の整備	24 1,352,474	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した働き方の普及促進	24 290,429	
				25 2,805,256		25 759,211	
						24 1,063,090	
			(2) 育児休業制度等の定着と充実	25 2,047,090			
	3 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	24 1,972	(1) 出産・子育てのために退職した人に対する就業支援の推進	24 1,972			
		25 1,946		25 1,946			

子育て支援推進関連予算額計

24 73,321,914  
25 75,722,032

24 当初予算額  
25 当初予算額

次項へ続く



平成25年度子育て支援推進関連予算(前年度当初予算との比較表)

(単位：千円)

基本方針	当初予算	基本的施策	当初予算	行動計画	当初予算		
V 子どもの健やかな成長のための環境づくり	24 12,939,940	1 学校教育の充実	24 8,277,862	(1) 豊かなこころの育成	24 590,915		
	25 12,150,065		25 8,119,437		25 661,778		
					(2) 健やかな体の育成	24 212,688	
						25 138,520	
					(3) 確かな学力の育成	24 256,297	
				25 322,546			
				(4) 学校の教育環境の整備	24 6,954,741		
					25 6,746,977		
				(5) 幼児教育の充実	24 263,221		
					25 249,616		
				2 地域における教育等の充実	(1) 家庭教育への支援と地域と連携した教育の推進	24 20,739	
						25 17,591	
						(2) 子どもや青少年が健やかに育つことができる環境づくりの推進	24 93,200
							25 77,244
						(3) 遊びの環境の整備	24 1,086,565
		25 807,884					
		(4) 体験学習の推進	24 2,560,430				
			25 1,814,924				
		(5) 困難を有する子どもに対する支援体制の整備	24 554,422				
			25 597,110				
		3 放課後児童の健全育成の推進	(1) 放課後児童の健全育成の推進	24 756,434			
				25 1,089,341			
		4 子どもの権利や意見が大切にされる環境づくりの推進	(1) 子どもの人権に関する啓発	24 2,077			
				25 49,189			
		(2) 子どもの声を尊重した子育て環境づくりの推進	24 1,204				
			25 47,965				
		5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	24 136,362			
				25 178,755			
		(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	24 17,147				
			25 9,697				
VI 援助を必要とする子どもや家庭のための支援	24 7,089,941	1 障がいのある子どもや家庭に対する支援	24 3,251,569	(1) 障がいのある子どもやその保護者に対する支援	24 3,050,372		
	25 7,532,339		25 3,281,471		25 3,066,798		
			(2) 障がい児に対する保育の充実と教育的支援	24 201,197			
				25 214,673			
			2 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	(1) 家庭での養育が困難な子どもに対する支援	24 1,489,828		
					25 1,545,603		
			3 ひとり親家庭に対する支援	(1) ひとり親家庭に対する支援	24 2,326,597		
					25 2,684,592		
	4 児童虐待の防止及び様々な被害にあった子どもに対する支援	(1) 児童虐待の防止体制の整備	24 1,501,973				
			25 1,551,417				
	(2) 被害にあった子どもに対する支援体制の整備及びその親に対する対応	24 1,495,242					
		25 1,545,959					
VII 次代の親の育成	24 304,753	1 思春期における健康教育の推進	24 10,353	(1) 思春期における健康教育の推進	24 10,353		
	25 268,609		25 8,277		25 8,277		
			2 家庭を築き子どもを生き育てるための環境づくりの推進	(1) 家庭を築き子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進	24 294,400		
					25 260,332	25 6,952	
					(2) 若年者の就業に対する支援	24 237,243	
	25 246,445						
	(3) 若者の交流等への支援	24 12,534					
		25 6,935					

※ 項目間に事業の重複があるため、小項目欄や中項目欄の合計が、必ずしも中項目欄や大項目欄の合計と合致しません。

## 子育てしやすい福島県づくり条例

平成二十二年十二月二十四日

福島県条例第八十号

改正 平成二五年一〇月一日条例第七二号

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。

多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、中でも母子避難による二重生活は、家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、放射線の影響による健康上の不安、屋外活動の制限による体験活動機会の減少など、新たな課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対応し、一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、本県の子育て環境の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要であるとともに、人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「<sup>じゅう</sup>仕の<sup>おきて</sup>掟」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えるとき、

大切な精神文化の一つであると思われます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(平二五条例七二・一部改正)

#### (目的)

**第一条** この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

#### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。)をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

### (基本理念)

**第三条** 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。
- 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生のため、積極的に対策を進めること。

(平二五条例七二・一部改正)

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

### (県民及び地域社会の役割)

**第五条** 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

### (事業主の役割)

**第六条** 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとしします。

- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(保護者の役割)

**第七条** 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとします。

(基本的施策等)

**第八条** 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。

二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。

三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。

四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。

五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。

六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。

七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けて、次に掲げる施策を実施するものとします。

一 子どもの健康への影響に配慮し、長期にわたる健康管理及び保健医療体制の充実を図ること。

二 子どもの健やかな成長への影響に配慮し、子どもの活動の場等の環境整備に努めること。

三 子どもの日常生活への影響に配慮し、子どもの生活環境の改善に努めること。

(平二五条例七二・一部改正)

### (基本計画の策定)

**第九条** 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。

4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

### (推進体制の整備)

**第十条** 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

### (財政上の措置)

**第十一条** 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

### (年次報告)

**第十二条** 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。

### 附 則（平成二五年条例第七二号）

この条例は、公布の日から施行する。